第三百十九条の六に次の一項を加える。

2　法第二百三条の三第三号に規定する政令で定める公的年金等は、次の各号に掲げる公的年金等とし、同条第三号に規定する政令で定める金額は、当該各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　次に掲げる公的年金等（次号に掲げるものを除く。）　四万七千五百円に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額

イ　国家公務員共済組合法第七十四条第一号（退職等年金給付の種類）に掲げる退職年金（次号イにおいて「退職年金」という。）及び一元化法附則第三十六条第一項（改正前国共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この項において「旧効力国共済法」という。）第七十七条第二項各号（退職共済年金の額）に定める金額に相当する給付（次号イにおいて「旧職域加算年金給付」という。）並びにこれらの公的年金等の支払者から支払われる厚生年金保険法第三十二条第一号（保険給付の種類）に掲げる老齢厚生年金（以下この号及び次号イにおいて「老齢厚生年金」という。）その他の財務省令で定める公的年金等

ロ　地方公務員等共済組合法第七十六条第一号（退職等年金給付の種類）に掲げる退職年金（次号ロにおいて「退職年金」という。）及び一元化法附則第六十条第一項（改正前地共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（次号ロにおいて「旧効力地共済法」という。）第七十九条第一項第二号（退職共済年金の額）に掲げる金額に相当する給付（次号ロにおいて「旧職域加算年金給付」という。）並びにこれらの公的年金等の支払者から支払われる老齢厚生年金その他の財務省令で定める公的年金等

ハ　私立学校教職員共済法第二十条第二項第一号（給付）に掲げる退職年金（次号ハにおいて「退職年金」という。）及び一元化法附則第七十八条第一項（改正前私学共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（次号ハにおいて「旧効力私学共済法」という。）第二十五条（国家公務員共済組合法の準用）において準用する旧効力国共済法第七十七条第二項の規定により加算する同項各号に定める金額に相当する給付（次号ハにおいて「旧職域加算年金給付」という。）並びにこれらの公的年金等の支払者から支払われる老齢厚生年金その他の財務省令で定める公的年金等

二　次に掲げる公的年金等　零

イ　国家公務員共済組合法附則第十三条第二項（支給の繰上げ）の規定により支給される退職年金（国民年金法第十五条第一号（給付の種類）に掲げる老齢基礎年金（ロ及びハにおいて「老齢基礎年金」という。）の支払を受ける者に支給されるものを除く。）及び旧効力国共済法附則第十二条の三（退職共済年金の特例）の規定により支給される旧職域加算年金給付並びにこれらの公的年金等の支払者から支払われる厚生年金保険法附則第八条の規定により支給される老齢厚生年金（ロ及びハにおいて「特例老齢厚生年金」という。）その他の財務省令で定める公的年金等

ロ　地方公務員等共済組合法附則第十九条第二項（支給の繰上げ）の規定により支給される退職年金（老齢基礎年金の支払を受ける者に支給されるものを除く。）及び旧効力地共済法附則第十九条（退職共済年金の特例）の規定により支給される旧職域加算年金給付並びにこれらの公的年金等の支払者から支払われる特例老齢厚生年金その他の財務省令で定める公的年金等

ハ　私立学校教職員共済法第二十五条（国家公務員共済組合法の準用）において準用する国家公務員共済組合法附則第十三条第二項の規定により支給される退職年金（老齢基礎年金の支払を受ける者に支給されるものを除く。）及び旧効力私学共済法第二十五条において準用する旧職域加算年金給付並びにこれらの公的年金等の支払者から支払われる特例老齢厚生年金

第三百十九条の七第二項中「第二百三条の三第三号」を「第二百三条の三第四号」に改める。

第三百十九条の十二第一項中「第三百十九条の六第三号」を「第三百十九条の六第一項第三号」に改める。

第三百三十六条第二項第五号中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改め、同号ハ中「受益権」の下に「（その証券投資信託の受託者が投資信託及び投資法人に関する法律第十七条第一項第二号（投資信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等に反対した受益者からの同法第十八条第一項（反対受益者の受益権買取請求）の規定による請求により買い取つた受益権を除く。）」を加える。

第三百四十二条第一項中「。）の譲渡の対価」の下に「（法第二百二十四条の三第一項に規定する対価をいう。以下第三百四十四条までにおいて同じ。）」を加える。

第三百四十三条第三項中「提出」の下に「（当該申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。）」を加える。

第三百四十四条の二中「公社債は、」の下に「農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項第四号（定義）に規定する農林債及び」を加える。

第三百四十五条第二項中「の新株予約権者」の下に「（新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この項において同じ。）の新投資口予約権者を含む。以下この項において同じ。）」を、「その法人の新株予約権」の下に「（新投資口予約権を含む。）」を加える。

第三百五十条の四第三項中「提出」の下に「（当該申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。）」を加える。

第三百五十二条の二第一項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「マンション建替組合」の下に「及び同法第百十六条（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合」を加え、同条第二項第四号を次のように改める。

四　利子が支払われる公社債で、その発行価額として財務省令で定める金額の額面金額に対する割合が財務省令で定める割合以下であるもの

第三百五十五条第一項中「当該調書等を提出すべき者の所在地の所轄税務署長」を「、その者の同項に規定する所轄の税務署長（以下この条において「所轄の税務署長」という。）」に改め、同条第二項中「前項の所轄税務署長は、同項」を「前二項の所轄の税務署長は、これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二百二十八条の四第三項の承認を受けようとする同項に規定する調書等を提出すべき者は、その者の氏名又は名称及び住所、当該調書等の同条第一項に規定する記載事項を提供しようとする税務署長その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、その者の所轄の税務署長に提出しなければならない。

第三百五十五条に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出の日から二月を経過する日までにその申請につき承認をし、又は承認をしないこととした旨の通知がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項第一号中「附則第八条第三号」を「附則第八条第一項第三号」に、「告知」を「告知等」に改める。

附則第八条の見出し中「告知」を「告知等」に改め、同条中「交付を含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　平成二十七年十二月三十一日において公社債等を有する者が施行日以後に公社債等の譲渡の対価の支払を受ける場合において、当該対価の新法第二百二十四条の三第一項に規定する支払者が、財務省令で定めるところにより、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所その他の事項を記載した帳簿（その者から施行日前に旧令第三百三十七条第二項各号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定めるいずれかの書類の提示を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該帳簿は新令第三百四十三条第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の帳簿とみなして、同項の規定を適用する。